

(証券コード 4350)
2020年6月3日

株 主 各 位

札幌市中央区北10条西24丁目3番地
株式会社 メディカルシステムネットワーク
代表取締役社長 田 尻 稻 雄

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染のリスクを避けるため、株主様には健康状態に関わらず、株主総会へのご来場をお控えいただき、書面または電磁的方法（インターネット）により議決権を事前行使くださいますよう強くご推奨申し上げます。

書面または電磁的方法による議決権の事前行使にあたりましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2ページ記載のご案内に従って、2020年6月18日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|--------------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2020年6月19日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 札幌市中央区南10条西3丁目1番1号
札幌パークホテル 3F パークホールA・B
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい）
※新型コロナウイルス感染症の影響により、当会場が利用できなくなる場合がございます。会場を変更する場合には、当社ウェブサイトにてご案内をいたします。株主総会当日に来場をお考えの株主様は、本株主総会前日にあらかじめ当社ウェブサイトをご確認くださいようお願い申し上げます。 |
| 3. 会議の目的事項
報告事項 | | 1. 第22期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第22期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項
議案 | | 剰余金処分の件 |

以 上

【株主総会のお土産に関するお知らせ】

接触感染のリスクを減らすため、本年の定時株主総会におきまして、ご出席の株主様へのお土産のご用意はいたしませんので、何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

【新型コロナウイルスに関するお知らせ】

本定時株主総会は、新型コロナウイルスの感染が広がっているなかでの開催となります。このため、以下のとおり、例年と異なる対応をすることとなりますので、ご了承、ご協力をお願いいたします。

- ・本総会にご出席される場合には、マスクの着用をお願いいたします。
- ・来場された株主様が体調不良と見受けられた場合、ご出席をお断りさせていただきます。
- ・例年開催しております「経営方針説明会」については、感染予防の観点から中止いたします。
- ・以上のほか、本総会開催時点において必要な新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じてまいります。

- ◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎ 当社は、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.msnw.co.jp/ir/stock/general-meeting/>)に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表
- ◎ 添付書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト(<https://www.msnw.co.jp/ir/stock/general-meeting/>)にて、修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

株主総会に
ご出席の場合



会場受付に
ご提出

同封の議決権行使書用紙を株主総会当日に会場
受付にご提出ください。

株主総会に
ご出席されない
場合



郵送

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご
表示いただき、**2020年6月18日(木曜日)午後5
時30分までに到着**するようご返送ください。



インターネット

パソコンまたはスマートフォン等から議決権行使
専用サイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>)
にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用
紙に記載された議決権行使コード、パスワードを
ご利用になり、画面の案内に従って**2020年6月
18日(木曜日)午後5時30分までに議案に対する
賛否を入力**してください。

1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要がございます。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) 行使期限は2020年6月18日(木曜日)午後5時30分までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによる行使を有効なものとしてお取扱いいたします。また、インターネットで複数回数、議決権を行使された場合で、同一の議案に対する議決権行使の内容が異なる場合には、最終に行われた行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- (4) パスワード(株主様が変更されたものを含みます。)は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

(ご注意)

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によっては利用いただけない場合がございます。

2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行 証券代行部(以下)までお問い合わせください。

**(1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法
等に関する専用お問い合わせ先**

みずほ信託銀行 証券代行部
電話 ☎ 0120-768-524 (平日9:00~21:00)

**(2) 上記以外の株式事務に関する
お問い合わせ先**

みずほ信託銀行 証券代行部
電話 ☎ 0120-288-324 (平日9:00~17:00)

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、企業収益と雇用環境の改善など、景気は緩やかな回復基調が続いていたものの、米国の通商政策や英国のEU離脱に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により経済活動が減速し、先行きは厳しい状況が続くと見込まれます。

当社グループが関わる医薬品業界におきましては、高齢化の進展を背景に伸び続ける社会保障費を抑制すべく、医療費抑制のための施策が進められており、経営環境の厳しさは継続しております。また、安定的な医薬品流通の確保を目的とした流通改善ガイドラインの適用等により、従来にも増して効率的な経営体制が必要な事業環境になっております。

このような情勢の下、当社グループの当連結会計年度における業績は、中核事業である地域薬局ネットワーク事業セグメントの医薬品ネットワーク部門が順調に推移したこと及び調剤薬局部門において前期M&Aにより取得した店舗の業績が寄与したことに加え、長期処方や高額薬剤の処方箋が増加して処方箋単価が上がったこと等により、売上高は順調に推移いたしました。一方で、2020年1月以降は新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えやインフルエンザウイルス感染が例年を下回って推移したこと等により、処方箋応需枚数は伸び悩む結果となりました。以上の結果、売上高は105,241百万円（前年同期比7.1%増）、営業利益1,615百万円（同13.0%増）、経常利益1,560百万円（同3.9%増）となりました。また、経営環境が悪化し収益性が低下した薬局店舗の固定資産やM&Aにより取得した子会社ののれんに係る減損損失を特別損失として計上したこと、上記減損損失や過去のM&Aに伴うのれんの償却費用（販売費及び一般管理費）等の法人税等の計算において損金に算入されない費用を計上したこと等により、親会社株主に帰属する当期純損失は895百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益462百万円）となりました。

なお、のれんの償却費用や減損損失は会計処理上の費用であり、これらによるキャッシュ・フローの流出はありません。当連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、4,232百万円を確保しております。

セグメントの業績は次のとおりであります。なお、各セグメントの売上高は、セグメント間の内部売上高を含んでおります。

また、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しており、以下の前年同期比較につきましては、前年同期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

ア. 地域薬局ネットワーク事業

医薬品ネットワーク部門におきましては、流通効率化へのニーズの高まりから、新規加盟件数は順調に推移いたしました。2020年3月31日現在の医薬品ネットワーク加盟件数は、当社グループ416件、一般加盟店4,829件の合計5,245件（前連結会計年度比1,455件増）となり、今期の目標加盟件数5,000件を大幅に上回る結果となりました。

調剤薬局部門におきましては、前期M&Aにより取得した店舗の業績が寄与したことに加え、長期処方や高額薬剤の処方箋が増加して処方箋単価が上がったこと等により、売上高は順調に推移いたしましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えやインフルエンザウイルス感染が例年を下回って推移したこと等により、処方箋応需枚数は伸び悩む結果となりました。2020年3月31日現在の店舗数は、調剤薬局416店舗、ケアプランセンター1店舗、コスメ・ドラッグストア8店舗となりました。

医薬品製造販売部門におきましては、良質で安価な後発医薬品の安定供給に取り組んでおり、2020年3月31日現在、23成分51品目を販売しております。

以上の結果、売上高は99,617百万円（前年同期比7.9%増）、営業利益3,743百万円（同13.0%増）となりました。

イ. 賃貸・設備関連事業

本事業に関しましては、不動産賃貸収入やサービス付き高齢者向け住宅の入居件数が概ね堅調に推移したこと等により、売上高は3,425百万円（前年同期比3.2%増）、営業利益45百万円（前年同期は営業損失84百万円）となりました。

なお、2020年3月31日現在の入居件数は、「ウィステリア千里中央」は全82戸中67戸、「ウィステリア南1条」は全116戸中71戸であり、引き続き積極的な営業活動を行ってまいります。

ウ. 給食事業

本事業に関しましては、不採算施設の撤退や契約単価の見直し等を進めておりますが、人員不足による人材派遣の利用により労務費が増加したこと等により、売上高は2,797百万円（前年同期比11.5%減）、営業損失43百万円（前年同期は営業利益34百万円）となりました。

エ. その他事業

本事業に関しましては、訪問看護事業を行っており、売上高は165百万円（前年同期比17.1%増）、営業損失71百万円（前年同期は営業損失101百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資等の総額は2,207百万円（無形固定資産を含む）であり、セグメントごとの設備投資は、次のとおりであります。

なお、セグメントに配分していない本社の設備投資額は153百万円であります。

ア. 地域薬局ネットワーク事業

当連結会計年度の設備投資等は、調剤薬局建設及び子会社株式の取得を主として、総額1,851百万円となりました。

イ. 賃貸・設備関連事業

当連結会計年度の設備投資等は、既存設備の更新等を主として、総額200百万円となりました。

ウ. 給食事業

当連結会計年度の設備投資等は、ソフトウェアの取得を主として、総額2百万円となりました。

エ. その他事業

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度においては、M&Aや設備資金等として4,000百万円の借入金を金融機関から調達しております。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第19期 (2017年3月期)	第20期 (2018年3月期)	第21期 (2019年3月期)	第22期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売上高	88,865	93,977	98,232	105,241
経常利益	2,109	3,250	1,501	1,560
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失 (△)	571	1,022	462	△895
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	19.31円	34.45円	15.25円	△29.48円
総資産 (純資産)	50,737 (10,644)	62,759 (10,584)	68,935 (10,761)	66,464 (9,418)

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は、期中平均株式数に基づいて算定しております。
2. 純資産には、役員株式給付信託 (B B T) 及び従業員株式給付信託 (J - E S O P) の信託財産として、株式給付信託が保有する当社株式が自己株式として計上されております。一方、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) については、上記の役員株式給付信託 (B B T) の当社株式を自己株式に含めて算出しており、従業員株式給付信託 (J - E S O P) の当社株式を自己株式とみなしておりません。

(3) 重要な子会社の状況（2020年3月31日現在）

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
(株)北海道医薬総合研究所	22	100.0	地域薬局ネットワーク事業
(株)なの花北海道	50	100.0	地域薬局ネットワーク事業
(株)なの花東北	100	100.0	地域薬局ネットワーク事業
(株)なの花東日本	100	100.0	地域薬局ネットワーク事業
(株)なの花中部	33	100.0	地域薬局ネットワーク事業
(株)なの花西日本	100	100.0	地域薬局ネットワーク事業
(株)トータル・メディカルサービス	100	100.0	地域薬局ネットワーク事業 給食事業
(株)さくらフーズ	95	100.0 (100.0)	給食事業
(株)永富調剤薬局	30	100.0	地域薬局ネットワーク事業
(株)ひまわり看護ステーション	1	100.0	その他事業
(株)フェルゼンファーマ	56	80.0	地域薬局ネットワーク事業
(株)パルテクノ	50	100.0	賃貸・設備関連事業

(注) 1. 「主要な事業内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 「当社の議決権比率」欄の（内書）は、間接所有であります。

当社の連結子会社は上記の重要な子会社を含む13社であり、持分法適用関連会社は1社であります。なお、持分法適用関連会社の株式会社H & Mは2020年2月28日付で解散し、現在清算手続き中であります。

② 特定完全子会社の状況 該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は医療グループとして足元の新型コロナウイルス感染症に適切に対応しつつ、経営課題に対する取組を着実に推進してまいります。

地域薬局ネットワーク事業セグメントの医薬品ネットワーク部門においては、2021年3月期の加盟店純増数1,200件を目指すと同時に、医薬品の在庫システムの活用や流通効率化の推進を行ってまいります。調剤薬局部門においては、足元は新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、処方箋応需枚数が大きく減少しております。新型コロナウイルス感染症の影響は徐々に収束するものと考えておりますが、処方箋枚数の減少が長期化することも考えられます。薬剤師の対人業務の更なる強化、後発医薬品の使用品目の絞り込みや生産性の向上を通して、処方箋を獲得し収益の改善を図ってまいります。医薬品製造販売部門においては、医薬品ネットワーク加盟店向けの販売拡大に向けた取組を行ってまいります。

その他、賃貸・設備関連事業においてはサービス付き高齢者向け住宅の全棟入居率90％達成、給食事業・訪問看護事業においては収支の安定化を目指します。

また、「第五次中期経営計画」の自己資本比率30％達成に向けた施策を進め、財務体質の強化を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当社グループは、2020年3月31日現在、株式会社メディカルシステムネットワーク（当社）、連結子会社13社及び持分法適用関連会社1社より構成され、地域薬局ネットワーク事業、賃貸・設備関連事業、給食事業及びその他事業を営んでおります。当該業務に関わる位置付けの概要は次のとおりであります。

以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

(1) 地域薬局ネットワーク事業

① 医薬品ネットワーク部門

当社が、調剤薬局、病・医院と医薬品卸売会社間の医薬品売買を仲介することにより、医薬品流通過程の効率化を支援するビジネスモデルであります。本部門の具体的な内容は以下の3つの業務によって構成されております。

ア. 医薬品ネットワーク業務

この業務は、本業務の中核である「医薬品ネットワークシステム」を担うものであります。当社に設置した医薬品受発注システム「O/E s y s t e m (Order Entry System)」を介して調剤薬局、病・医院と医薬品卸売会社間を通信回線で結びネットワークを構築いたします。当該ネットワークを通じて医薬品受発注及び医薬品に関する情報の配信を行うものであります。当社は、ネットワークを通じて購入する医薬品購入価格（卸売価格）について医薬品卸売会社と交渉し決定いたします。

イ. 医薬品システム関連業務

この業務は、調剤薬局向けレセプトコンピュータシステム、医薬品受発注システム「O/E s y s t e m (Order Entry System)」及び両システム周辺機器の開発・販売・保守に関する業務を行うものであります。また、調剤薬局等に対し調剤機器や什器、備品の販売業務を行っております。

ウ. 債権流動化サポート業務

この業務は、「医薬品ネットワークシステム」の加盟契約先に資金調達手段を提供するものであります。加盟契約先である調剤薬局、病・医院等が、健康保険加入者である患者に対して診察・処方することによって、社会保険診療報酬支払基金あるいは国民健康保険団体連合会から支払われる保険金（いわゆる調剤・診療・介護報酬債権）を、当社を介して流動化することによって、資金調達を支援いたします。

② 調剤薬局部門

当社が、本部門の中核をなす調剤薬局の経営管理を行っており、当社連結子会社8社において調剤薬局を経営しております。また、当社連結子会社である株式会社北海道医薬総合研究所において、薬剤師をはじめとした医療機関従事者向けの専門書の出版業務及び医薬品関連データの解析業務を行っております。

③ 医薬品製造販売部門

当社連結子会社である株式会社フェルゼンファーマが、後発医薬品の製造販売業務を行っております。

(2) 賃貸・設備関連事業

本事業は、当社が、主として調剤薬局の立地開発や建物の賃貸業務を行っております。また、医師開業コンサルティングを行うとともに、異なる診療科目が同一フロア内に集積するメディカルモールや、一つのビルに複数の診療所を設けたメディカルビルのコンサルティング等を行っております。その他、サービス付き高齢者向け住宅の運営も行っております。また、当社連結子会社である株式会社パルテクノにおいて、医療施設等の設計施工監理、保険業務を行っております。

(3) 給食事業

本事業は、当社連結子会社である株式会社トータル・メディカルサービス及び株式会社さくらフーズにおいて病院・福祉施設内での給食事業受託業務を行っております。

(4) その他事業

本事業は、当社連結子会社である株式会社ひまわり看護ステーションが、看護師等が高齢者や疾患を持つ方の生活の場へ訪問し、看護ケアの提供や療養上の相談に乗るなど、在宅療養生活を支援する訪問看護業務を行っております。

(6) 主要な営業所（2020年3月31日現在）

名 称	所 在 地
当社	本社：北海道札幌市中央区
(株)北海道医薬総合研究所	本社：北海道札幌市中央区
(株)なの花北海道	本社：北海道札幌市中央区
(株)なの花東北	本社：青森県八戸市
(株)なの花東日本	本社：東京都港区
(株)なの花中部	本社：愛知県名古屋市中区
(株)なの花西日本	本社：大阪府豊中市
(株)トータル・メディカルサービス	本社：福岡県糟屋郡新宮町
(株)さくらフーズ	本社：福岡県糟屋郡新宮町
(株)永富調剤薬局	本社：大分県大分市
(株)ひまわり看護ステーション	本社：東京都練馬区
(株)フェルゼンファーマ	本社：北海道札幌市中央区
(株)パルテクノ	本社：北海道札幌市中央区

(7) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業部門	従業員数(名)	前連結会計年度末比増減数(名)
地 域 薬 局 ネットワーク事業	2,755 (466)	+141 (△4)
賃 貸 ・ 設 備 関 連 事 業	116 (17)	△3 (△8)
給 食 事 業	192 (311)	△11 (△64)
そ の 他 事 業	25 (10)	△3 (+1)
全 社	117 (8)	+5 (+2)
合 計	3,205 (812)	+129 (△73)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社として記載している従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しており、前連結会計年度末比増減においては、変更後のセグメントに組み替えた従業員数で比較しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数(名)	前事業年度末比増減数(名)	平均年齢	平均勤続年数
262 (26)	+5 (△5)	40.8歳	7.3年

- (注) 従業員数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況

(単位：百万円)

借 入 先	借 入 額
(株) り そ な 銀 行	12,490
(株) 福 岡 銀 行	3,889
(株) み ず ほ 銀 行	3,133
三 井 住 友 信 託 銀 行 (株)	1,850

2. 会社の現況

(1) 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 72,000,000株
- ② 発行済株式の総数 30,641,485株（自己株式1,115株を除く）
- ③ 株主数 7,709名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
K B L E P B S . A . 1 0 7 7 0 4	3,528,800株	11.51%
合 同 会 社 エ ス ア ン ド エ ス	2,769,100株	9.03%
沖 中 恭 幸	2,506,000株	8.17%
秋 野 治 郎	2,218,800株	7.24%
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	1,748,600株	5.70%
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	1,326,400株	4.32%
(株) E P 綜 合	800,000株	2.61%
田 尻 稻 雄	689,900株	2.25%
メディカルシステムネットワーク従業員持株会	609,500株	1.98%
本 間 克 明	400,100株	1.30%

- (注) 1. 「持株比率」は自己株式（1,115株）を控除し、小数点第3位以下を切捨てて表示しております。
2. 2019年12月10日付で、公共の縦覧に供されている大量保有報告書に係る変更報告書において、サマラン ユーシッツ (SAMARANG UCITS) が2019年12月3日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社としては、2020年3月31日現在における実質所有状況の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
サマラン ユーシッツ	11a Avenue Monterey L-2163 Luxembourg	3,428,800	11.19

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

- (2) 会社の新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の氏名等（2020年3月31日現在）

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
田尻 稲雄	代表取締役社長 (経営全般、賃貸・設備関連事業管掌)	(株)フェルゼンファーマ代表取締役社長 社会福祉法人ノマド福祉会理事長
秋野 治郎	代表取締役副社長 (経営全般)	
川島 龍一	取締役専務執行役員 (経理財務本部長)	
田中 義寛	取締役専務執行役員 (地域薬局ネットワーク事業管掌 兼 経営戦略本部管掌)	
坂下 誠	取締役専務執行役員 (管理本部長 兼 医療福祉サポート本部長)	
角 和彦	取締役常務執行役員 (リスク統括室所管 兼 プロジェクト推進室長)	
青山 明	取締役常務執行役員 (システム本部長 兼 薬局システム部長)	
平島 英治	取締役執行役員 (財務部長)	
多湖 健太郎	取締役執行役員 (給食事業管掌 兼 経営戦略本部長 兼 経営企画部長)	
中村 秀一	取締役	(一社)医療介護福祉政策研究フォーラム理事長 国際医療福祉大学大学院教授 フランスベッドホールディングス(株)社外取締 役(監査等委員)
小池 明夫	取締役	
一色 浩三	取締役	昭和電工(株)社外取締役
井部 俊子	取締役	(株)井部看護管理研究所代表取締役 (株)日本看護協会出版会代表取締役社長 (一社)医療介護福祉政策研究フォーラム理事 長野保健医療大学副学長・看護学部長 聖路加国際大学名誉教授
畑下 正行	常勤監査役	
四十物 実	常勤監査役	
米屋 佳史	監査役	米屋・林法律事務所所長

- (注) 1. 取締役小池明夫氏、一色浩三氏及び井部俊子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役四十物実氏及び米屋佳史氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役四十物実氏は、長年にわたり上場企業での経営及び監査の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役小池明夫氏、一色浩三氏及び井部俊子氏、並びに監査役四十物実氏及び米屋佳史氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
蔵本 正樹	2020年2月16日	逝 去	取締役常務執行役員（SCM事業本部長）

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役中村秀一氏、小池明夫氏、一色浩三氏及び井部俊子氏、並びに監査役四十物実氏及び米屋佳史氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役は金500万円、監査役は金100万円又は法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 数	支 給 金 額
取締役 (うち社外取締役)	14名 (3名)	296百万円 (42百万円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	51百万円 (31百万円)
合 計	17名	347百万円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第18回定時株主総会において年額5億円以内（うち、社外取締役分は年額5千万円以内）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2011年12月16日開催の第13回定時株主総会において年額1億円以内と決議いただいております。
3. 取締役のうち執行役員を兼務する者の執行役員部分の報酬等はありません。
4. 上記には2020年2月16日に退任した取締役1名（うち社外取締役0名）が含まれております。
5. 役員退職慰労金制度については、2015年6月19日開催の第17回定時株主総会において、廃止することを決議いただいております。また、取締役及び監査役に対する退職慰労金を打ち切り支給することと、その支給の時期は取締役又は監査役を退任する時とすることを、あわせて決議いただいております。

なお、この決議に基づき、2020年2月16日に退任した取締役1名（うち社外取締役0名）に対し、役員退職慰労金を支給しておりますが、その金額については、当事業年度及び過年度の事業報告において報酬等の総額として開示した金額に含まれております。

6. 上記支給額のほか、取締役（非業務執行取締役及び社外取締役を除く）10名に対して、株式報酬として役員株式給付規程に基づき、役員株式給付引当金繰入額38百万円を計上しております。

この株式報酬制度につきましては、2015年6月19日開催の第17回定時株主総会において、上記(注)1に記載の報酬限度額とは別枠として決議いただいております。

また、この制度において給付対象となる取締役の人数と金額には、2020年2月16日に退任した取締役1名（うち社外取締役0名）が含まれておりますが、その金額については、当事業年度及び過年度の事業報告において役員株式給付引当金繰入額として開示した金額に含まれております。

なお、株式報酬の金額は、帳簿価額に株数を乗じた金額であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者等の兼職状況

区 分	氏 名	兼 職 状 況	当社との関係
取締役	井部 俊子	(株)井部看護管理研究所代表取締役、 (株)日本看護協会出版会代表取締役社長 を兼務しております。	当社との取引関係はありません。
監査役	米屋 佳史	米屋・林法律事務所所長を兼務しております。	当社との取引関係はありません。

② 他の法人等の社外役員の兼職状況

区 分	氏 名	兼 職 状 況	当社との関係
取締役	一色 浩三	昭和電工(株)社外取締役を兼務しております。	当社との取引関係はありません。

③ 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況
ア. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取 締 役 会		監 査 役 会	
	出席回数	出席率 (%)	出席回数	出席率 (%)
取締役 小池明夫	19回のうち19回	100.0	—	—
取締役 一色浩三	19回のうち19回	100.0	—	—
取締役 井部俊子	14回のうち13回	92.9	—	—
監査役 四十物実	19回のうち19回	100.0	13回のうち13回	100.0
監査役 米屋佳史	19回のうち19回	100.0	13回のうち13回	100.0

(注) 社外取締役井部俊子氏は、2019年6月21日開催の第21回定時株主総会において選任されたため、出席対象取締役会の回数が、他の社外取締役・監査役と異なります。

イ. 取締役会等における発言状況

- ・取締役小池明夫氏は、経営者としての知識や豊富な経験と見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・取締役一色浩三氏は、金融に関する豊富な知識、また、企業監査に関する高い見識と幅広い分野に亘る業務経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・取締役井部俊子氏は、医療、介護、福祉の分野における豊富な経験と幅広い見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・監査役四十物実氏は、上場企業での経営及び監査の豊富な経験から、適宜質問を行い、主に企業経営及び財産に関して適切な意見表明を行っております。また、定期的開催される監査役会に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
- ・監査役米屋佳史氏は、主に企業法務に精通した弁護士としての専門的見地から助言・提言を行っております。また、定期的開催される監査役会に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

⑤ 当社子会社から受けている報酬等の額
該当事項はありません。

(5) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
報酬等の額	40百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料の入手と報告を受け、前事業年度の監査計画と実績、職務遂行状況、監査報酬の推移等を検証し、当事業年度の会計監査人の監査計画及び報酬等の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

収益認識会計基準の導入にかかるアドバイザリー業務

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、以下のとおり、会計監査人の解任又は不再任の決定の方針を定めております。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める事由に該当すると認められる場合には、監査役の全員の同意に基づき、会計監査人の解任の決定を行います。

また、監査役会は、法令及び基準等が定める会計監査人の独立性及び監査の適正性並びに職務の遂行状況、監査の品質管理等について、監査役会が定めた評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の再任又は不再任の決定を行います。

(6) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ア. メディカルシステムネットワークグループ一体となり、法令、定款及び企業倫理を遵守するため、「メディカルシステムネットワークグループ企業行動憲章」他必要な規範、規則をグループ共通規程として、グループ各社に整備する。
 - イ. 「コンプライアンス基本規程」により、コンプライアンス担当役員を任命し、その直下に、コンプライアンス担当部署を設け、グループ全体のコンプライアンス体制を整備する。
 - ウ. 当社の役員は、この実践のため企業理念、企業行動憲章に従い、メディカルシステムネットワークグループ全体における企業倫理の遵守及び浸透を率先垂範する。
 - エ. 内部監査室は、メディカルシステムネットワークグループにおける内部監査を実施し、メディカルシステムネットワークグループの業務運営の適正性を評価する。業務監査の年次計画、実施状況及びその結果は、代表取締役社長に報告する。
 - オ. メディカルシステムネットワークグループにおける法令遵守上疑義のある行為等について、グループ全使用人が直接通報を行う手段として、「内部通報規程」に基づき、通報窓口として社外の弁護士を含むコンプライアンス・ホットラインを設置・運営する。この場合、通報者の希望により匿名性を保証するとともに、通報者に不利益な取扱いをしないこととする。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ア. 取締役は、その職務の執行に係る文書その他の重要な情報を、法令及び「文書管理規程」に基づき、適切に保存しかつ管理する。
 - イ. 取締役は、保存された文書を必要なときに閲覧できる体制を維持する。
- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ア. 「リスク管理基本規程」により、メディカルシステムネットワークグループのリスク管理を統括する部署を定め、メディカルシステムネットワークグループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。内部監査室は、グループのリスク管理の状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告する。
 - イ. 事業上の重大な経営危機が発生した場合は、「メディカルシステムネットワークグループ危機対応規程」に基づき、対策本部を設置し、迅速な対応を行う。

- ④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 当社及びグループ各社の規程により、当社及びグループ各社の取締役の職務及び意思決定に関するルールを定め、「関係会社管理規程」に定めるグループ各社の重要案件については、当社で事前協議を行った後、グループ各社の取締役会において審議する。
 - イ. 中期経営計画、年次事業計画に基づいて、計画達成のために職務を遂行し、取締役会及び重要会議において、その進捗管理を行う。
- ⑤ 当社子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員その他これらの者に相当する者の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ア. 当社は、グループ各社から、「関係会社管理規程」に定める事項の報告を受ける他、特に重要な事項については、当社で事前協議を行う。また、定期的に開催される重要会議により、業績、財務状況その他の重要な情報について報告を受ける。
 - イ. コンプライアンス違反他、重大なリスク要因が発生した場合は、速やかに、当社に報告する体制を整備する。
- ⑥ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ア. 監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役の職務が円滑に行われるよう、監査役付を置く等の措置を実施する。
 - イ. 監査役付の独立性を確保するため、当該使用人の任命、人事評価、異動等人事権に係る事項の決定については、監査役に事前に報告を行い、了承を得る。
 - ウ. 監査役付への指揮命令権は、監査役に帰属する。監査役付が他部署の使用人を兼務する場合には、監査役補助業務を優先する。
- ⑦ 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、使用人及び監査役が当社の監査役に報告するための体制
- ア. 取締役、執行役員、使用人並びにグループ各社の取締役、執行役員、使用人及び監査役は、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査、内部通報の状況及び重大な法令・定款違反、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項等について、直接又はこれらの者から報告を受けた者を通じて、監査役に報告を行うものとする。
 - イ. 監査役から、業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告を行う。

- ⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社及びグループ各社は、前号の内容の報告を行った取締役、執行役員、使用人並びにグループ各社の取締役、執行役員、使用人、監査役に対して、報告を行ったことを理由とする不利益な取扱いを行わないものとする。
- ⑨ 当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
年間の監査計画に係る費用は、監査役からの要請により予算を措置する。その他、追加で発生した監査役の職務の執行に必要な費用については、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用を負担する。
- ⑩ その他当該監査役設置会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
ア. 監査役は、取締役会に出席するほか、重要会議に必要な応じて出席し、報告を受け、意見を述べるができるものとする。
イ. 監査役は、重要な会議の議事録、稟議書等をいつでも閲覧することができるものとする。
ウ. 監査役は、内部監査室及び会計監査人と面談し、監査に必要な情報交換を行う。
エ. 監査役会は、独自に意見形成するため、必要に応じて外部弁護士と顧問契約を締結することができる。また、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用することができる。

(7) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役会は、上記の内部統制システムの整備を行い、定期的に経営上のリスクについて評価、検討しており、必要に応じて、社内規程の改定及びコンプライアンス研修等のリスクを回避、軽減させる措置を講じております。また、内部通報規程に基づき、「コンプライアンス・ホットライン」を設置し、グループ全役職員が違反行為や疑義のある行為等を報告する体制を整備しているほか、大規模災害などを想定したBCP（業務継続計画）を策定し、非常食等の備蓄及び安否確認訓練を実施しており、緊急事態に直面した場合の被害の回避、軽減等を図るなど、より適切な内部統制システムの運用に努めております。さらに当社およびグループ会社の経営効率の向上を図るため、グループ会社毎の所管本部を定めるとともに、「関係会社管理規程」に基づきグループ会社管理を行っております。

監査役は、監査役会において定めた監査方針及び監査計画に基づき、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、当社取締役及び使用人等との対話を行い、内部監査室や会計監査人と連携する等により、取締役の職務執行及び内部統制システムの状況を監査しております。

す。

内部監査室は、定期的に内部監査を実施し、日々の業務が法令、社内規程等に違反していないかを監査しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	20,578	流 動 負 債	23,296
現 金 及 び 預 金	11,722	買 掛 金	10,021
売 掛 金	2,313	短 期 借 入 金	3,916
債 権 売 却 未 収 入 金	735	1年内返済予定の長期借入金	4,634
調 剤 報 酬 等 購 入 債 権	428	リ ー ス 債 務	355
有 価 証 券	10	未 払 法 人 税 等	454
商 材	4,439	賞 与 引 当 金	1,401
原 材 料	13	ポ イ ン ト 引 当 金	3
仕 掛 品	0	店 舗 等 閉 鎖 損 失 引 当 金	9
貯 蔵 品	79	そ の 他	2,501
そ の 他	847	固 定 負 債	33,749
貸 倒 引 当 金	△12	長 期 借 入 金	27,601
固 定 資 産	45,885	リ ー ス 債 務	1,052
有形固定資産	25,126	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	770
建 物 及 び 構 築 物	13,885	役 員 株 式 給 付 引 当 金	177
車 両 運 搬 具	15	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,938
工 具 、 器 具 及 び 備 品	1,165	そ の 他	1,209
土 地	9,154	負 債 合 計	57,045
リ ー ス 資 産	885	(純 資 産 の 部)	
建 設 仮 勘 定	19	株 主 資 本	9,519
無形固定資産	14,615	資 本 金	2,128
の れ ん	14,179	資 本 剰 余 金	1,183
ソ フ ト ウ エ ア	303	利 益 剰 余 金	6,414
そ の 他	131	自 己 株 式	△206
投資その他の資産	6,143	その他の包括利益累計額	△100
投 資 有 価 証 券	483	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△37
差 入 保 証 金	2,277	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△3
繰 延 税 金 資 産	2,562	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△60
そ の 他	846	純 資 産 合 計	9,418
貸 倒 引 当 金	△26	負 債 及 び 純 資 産 合 計	66,464
資 産 合 計	66,464		

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		105,241
売上原価		65,027
販売費及び一般管理費		40,214
営業外収益		38,599
受取利息及び配当金	10	1,615
受取業務賃料	76	
設備賃料	101	
雑収入	100	288
営業外費用		
支払利息	238	
債権売却損	53	
雑損	52	343
経常利益		1,560
特別利益		
固定資産売却益	4	
事業譲渡益	44	48
特別損失		
固定資産除却損	13	
減損損失	1,508	
投資有価証券評価損	41	
店舗閉鎖損	20	
その他	1	1,586
税金等調整前当期純利益		22
法人税、住民税及び事業税	1,033	
法人税等調整額	△115	918
当期純損失		895
親会社株主に帰属する当期純損失		895

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,128	1,185	7,616	△233	10,697
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△306		△306
親会社株主に帰属する当期純損失			△895		△895
自 己 株 式 の 処 分		△2		26	23
株主資本以外の項目 の連結会計年度中の 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	△2	△1,201	26	△1,177
当 期 末 残 高	2,128	1,183	6,414	△206	9,519

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				新株 予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	83	△4	△35	42	21	10,761
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△306
親会社株主に帰属する当期純損失						△895
自 己 株 式 の 処 分						23
株主資本以外の項目 の連結会計年度中の 変 動 額 (純 額)	△121	1	△24	△143	△21	△164
当 期 変 動 額 合 計	△121	1	△24	△143	△21	△1,342
当 期 末 残 高	△37	△3	△60	△100	－	9,418

貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	11,575	流 動 負 債	14,340
現 金 及 び 預 金	8,667	買 掛 金	21
売 掛 金	675	短 期 借 入 金	7,941
債 権 売 却 未 収 入 金	125	1年内返済予定の長期借入金	4,560
調剤報酬等購入債権	428	リ ー ス 債 務	28
商 品	0	債 権 購 入 未 払 金	320
貯 蔵 品	0	未 払 法 人 税 等	195
短 期 貸 付 金	1,592	賞 与 引 当 金	142
前 払 費 用	137	店舗等閉鎖損失引当金	9
そ の 他	323	そ の 他	1,121
貸 倒 引 当 金	△375	固 定 負 債	29,499
固 定 資 産	45,936	長 期 借 入 金	27,134
有形固定資産	18,480	リ ー ス 債 務	36
建 物	10,857	退 職 給 付 引 当 金	427
構 築 物	326	役 員 株 式 給 付 引 当 金	177
車 両 運 搬 具	1	資 産 除 去 債 務	22
工 具、器 具 及 び 備 品	284	金 利 ス ワ ッ プ 負 債	4
土 地	6,942	そ の 他	1,696
リ ー ス 資 産	57	負 債 合 計	43,840
建 設 仮 勘 定	10	(純 資 産 の 部)	
無形固定資産	277	株 主 資 本	13,701
の れ ん	2	資 本 金	2,128
ソ フ ト ウ エ ア	223	資 本 剰 余 金	1,927
そ の 他	51	資 本 準 備 金	1,926
投資その他の資産	27,178	そ の 他 資 本 剰 余 金	1
投 資 有 価 証 券	314	利 益 剰 余 金	9,852
関 係 会 社 株 式	25,907	利 益 準 備 金	0
長 期 貸 付 金	17	そ の 他 利 益 剰 余 金	9,851
繰 延 税 金 資 産	364	別 途 積 立 金	370
そ の 他	576	繰 越 利 益 剰 余 金	9,481
貸 倒 引 当 金	△1	自 己 株 式	△206
資 産 合 計	57,512	評価・換算差額等	△30
		その他有価証券評価差額金	△27
		繰 延 ハ ッ ジ 損 益	△3
		純 資 産 合 計	13,671
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	57,512

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		7,849
売上原価		2,182
売上総利益		5,667
販売費及び一般管理費		4,718
営業利益		948
営業外収益		
受取利息及び配当金	915	
関係会社運営管理収入	278	
雑収入	69	1,263
営業外費用		
支払利息	237	
雑損失	17	255
経常利益		1,956
特別利益		
固定資産売却益	0	
抱合せ株式消滅差益	3	4
特別損失		
固定資産除却損	1	
減損損	30	
投資有価証券評価損	40	
関係会社貸倒引当金繰入額	113	185
税引前当期純利益		1,775
法人税、住民税及び事業税	378	
法人税等調整額	△53	324
当期純利益		1,450

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計
						別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	2,128	1,926	3	1,930	0	370	8,337	8,708
当 期 変 動 額								
剰余金の配当							△306	△306
当 期 純 利 益							1,450	1,450
自己株式の処分			△2	△2				
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	△2	△2	－	－	1,143	1,143
当 期 末 残 高	2,128	1,926	1	1,927	0	370	9,481	9,852

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△233	12,533	84	△4	79	21	12,633
当 期 変 動 額							
剰余金の配当		△306					△306
当 期 純 利 益		1,450					1,450
自己株式の処分	26	23					23
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）			△111	1	△109	△21	△130
当期変動額合計	26	1,167	△111	1	△109	△21	1,037
当 期 末 残 高	△206	13,701	△27	△3	△30	－	13,671

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

株式会社メディカルシステムネットワーク
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

札幌事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 大 中 康 行 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 木 村 彰 夫 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社メディカルシステムネットワークの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メディカルシステムネットワーク及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

株式会社メディカルシステムネットワーク
取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

札幌事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 大 中 康 行 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 木 村 彰 夫 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社メディカルシステムネットワークの2019年4月1日から2020年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月21日

株式会社 メディカルシステムネットワーク監査役会

常勤監査役 畑 下 正 行 ㊞

常勤監査役 四 十 物 実 ㊞

監 査 役 米 屋 佳 史 ㊞

(注) 監査役 四十物実及び監査役 米屋佳史は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 剰余金処分の件

当社は、財務体質の強化、事業規模の拡大、人材育成等のために必要な内部留保を確保しつつ、業績に見合った形で株主の皆様へ安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

このような方針のもと、当期は純損失となりましたが、期末配当につきましては下記のとおりとさせていただきたく存じます。

期末配当に関する事項

1. 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式 1 株につき金 5 円 総額 153,207,425 円

2. 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月22日

※ 中間配当金として 1 株につき 5 円をお支払いいたしておりますので、年間の配当金は 1 株につき 10 円となります。

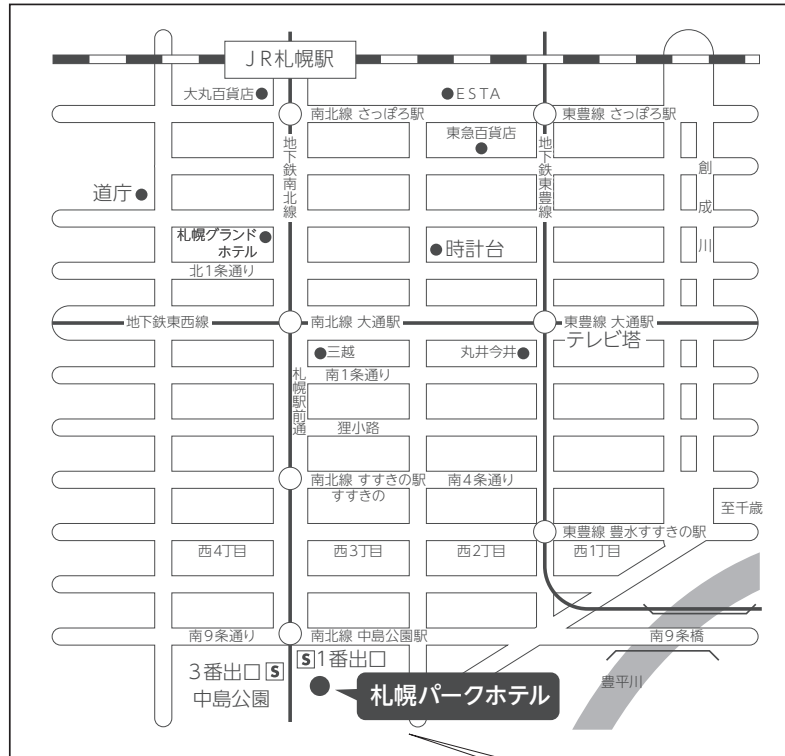
以 上

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

[illegible]

株主総会会場ご案内図

会場：札幌市中央区南10条西3丁目1番1号
札幌パークホテル 3F パークホールA・B
TEL. 011 (511) 3131 (代)



【交通機関】

- 地下鉄南北線 中島公園駅下車
3番出口より徒歩約1分
- 札幌駅からタクシー約10分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

